

(目的)

第1条 この要綱は、認証保育所において一時預かり事業を実施する者に対してその運営に要する経費の一部を補助することにより、一時的な保育を必要とする児童に対する保育の実施を促進するとともに、認証保育所の在宅子育て家庭への支援機能を強化し、もって児童福祉の増進を図ることを目的とする。

(通則)

第2条 世田谷区認証保育所一時預かり事業運営費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、社会福祉法人に対する補助の手続に関する条例(昭和58年3月世田谷区条例第18号。以下「条例」という。)、社会福祉法人に対する補助の手続に関する条例施行規則(昭和58年4月世田谷区規則第21号。以下「施行規則」という。)及び世田谷区補助金交付規則(昭和57年5月世田谷区規則第38号。以下「規則」という。)によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において「一時預かり事業(余裕活用品)」とは、東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱(平成7年10月23日7福子推第276号)第3の1に規定する都単独型一時預かり事業をいう。

2 この要綱において「未就園児の定期的な預かり事業」とは、多様な他者とのかかわりの機会の創出事業実施要綱(平成5年3月30日4福保子保第4943号)第3の1に規定する定期的な預かりをいう。

3 この要綱において「認証保育所」とは、東京都認証保育所事業実施要綱(平成13年5月7日12福子推第1157号。以下「都要綱」という。)に規定する要件を満たし、東京都知事の認証を受けた施設をいう。

(補助金の交付の対象となる事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、区内に所在する認証保育所における一時預かり事業(余裕活用品)及び未就園児の定期的な預かり事業とする。

2 前項に掲げる一時預かり事業(余裕活用品)を実施するものは、次の各号に掲げる要

件を満たすものとする。

認証保育所の開所日に実施されること。

次の要件を満たす児童を対象とすること（区長が特に必要と認める場合を除く。）。

ア 生後5箇月から小学校就学前までの者であること。

イ 集団保育を受けることができること。

ウ 家庭で保育を受けることが一時的に困難になった者であること。

保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）及び東京都認証保育所事業実施細目（平成16年1月22日15福子推第1032号）6 に準拠して運営されること。

児童票等を作成するとともに、連絡帳等により保護者と密接な連絡をとること。

毎年度、利用者から、その初回の利用までに書面により、その対象となる児童に係る健康状態、生活状況その他の一時預かりに必要な情報の提供を受けるとともに、その初回の利用時に、当該利用者及び当該児童との面談が行われること。

1日の利用児童数が、認証保育所の児童の定員数から児童の在籍数を差し引いた人数以内であること。ただし、保護者との契約上、認証保育所の利用をしないことが明確である児童については、当該児童を在籍数として扱わないことができる。

認証保育所事業に従事する職員の人数が、都要綱7 アからウまでの規定により、その児童の定員数を基に算定した総所要保育従事職員数以上であること。

開所時間中においては、認証保育所に現に登園している児童の人数と一時預かり事業（余裕活用型）を現に利用している児童の人数を合計した人数に対して、都要綱7（1）アからウまでの規定により算定した保育従事職員の配置基準を満たすこと。

一時預かり事業の利用料の額が、次の表に定める額以下であること。

児童の区分	保育時間の単位	利用料の額
0歳児	1時間ごと	900円
未就学児	2時間以内	1,250円
	2時間超え3時間以内	1,850円
	3時間超え4時間以内	2,500円
	4時間超え1時間ごと	800円

(10) 利用者から、その利用前に世田谷区低所得世帯等に対する未就学児の一時預かり負担軽減事業要綱（令和6年1月31日5世保認調第1415号）第1条に規定する一時預かり割引パスポート（以下「パスポート」という）の写しの提出があったときは、パスポートに記載された期間中に当該利用者が利用した分の利用料の額は、1日の利用料の合計額が

ら3,000円(1日の利用料の合計額が3,000円に満たない場合は、その合計額)を減じた額とすること。

3 未就園児の定期的な預かり事業は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 次の要件を満たす児童を対象とすること(区長が特に必要と認める場合を除く。)

ア 区内に住民票を有する者であって、生後5箇月から満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの小学校就学前の者であること。

イ 集団保育を受けることができること。

ウ 利用月において、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園、認証保育所、家庭福祉員、保育室又は企業主導型保育事業を利用していないこと。

エ 月4時間以上48時間未満かつ継続して2箇月以上利用する者であること

(2) 保育所保育指針(平成29年3月31日厚生労働省告示第117号)及び東京都認証保育所事業実施細目(平成16年1月22日15福子推第1032号)6(1)に準拠して運営されること。

(3) 児童票等を作成するとともに、連絡帳等により保護者と密接な連絡をとること。

(4) 集団における子どもの育ちに着目した支援計画を作成し、日々の保育の状況を記録すること。

(5) 保護者に対して定期的な面談等を実施し、子育てに関する助言等を行うこと。

(6) 1日における利用定員を2名以上とし、定員に空きがある日に対して、保護者から契約の申出があった場合は、正当な理由なくこれを拒まないこと。

(7) 認証保育所事業に従事する職員の人数が、都要綱7(1)アからウまでの規定によりその児童の定員数を基に算定した総所要保育従事職員数以上であること。

(8) 認証保育所事業の定員数と未就園児の定期的な預かり事業の定員数を合計した人数に対して、都要綱7(1)アからウまでの規定により算定した保育従事職員の配置基準を満たすこと。

(9) 開所時間中においては、認証保育所に現に登園している児童の人数と未就園児の定期的な預かり事業を現に利用している児童の人数を合計した人数に対して、都要綱7(1)アからウまでの規定により算定した保育従事職員の配置基準を満たすこと。

(10) 認証保育所事業の定員数と未就園児の定期的な預かり事業の定員数を合計した人数に対して、都要綱6(1)に規定する面積及び設備を有すること。

(11) 利用料の額が、次の表に定める額以下であること。

区分	保育時間の単位	利用料の額
第1子	8時間まで	2,200円

	8時間超え 1時間ごと	275円
第2子以降 の子	8時間まで	0円
	8時間超え 1時間ごと	275円

備考

1 この表において「第1子」とは、被養育者のうち、最年長者から順に数えて1人目の子どもをいう。

2 この表において「第2子以降の子」とは、被養育者のうち、最年長者から順に数えて2人目以降の子どもをいう（以下、同じ）。

(13) 利用者から、利用日の前にパスポートの写しの提出があったときは、パスポートに記載された期間中に当該利用者が利用した分の利用料の額は、1日の利用料の合計額から3,000円（1日の利用料の合計額が3,000円に満たない場合は、その合計額）を減じた額とすること。

（補助金の交付を受けることができる者）

第5条 補助金の交付を受けることができる者は、補助事業を実施する者とする。

（補助金の交付額）

第6条 補助金の交付額は、次に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。

一時預かり事業（余裕活用型） 別表第1左欄に掲げる区分に応じ同表中欄に掲げる経費であって同表右欄に定める額を合計した額

未就園児の定期的な預かり事業 別表第2左欄に掲げる区分に応じ同表中欄に掲げる経費であって同表右欄に定める額を合計した額

2 補助金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

（補助事業実施の届出）

第7条 区長は、補助事業を実施しようとする者に対し、世田谷区認証保育所一時預かり事業実施届（第1号様式）に必要な書類を添付して、事業を実施する30日前までに、提出させるものとする。

2 区長は、前項で通知を受けた者が前項で申請した内容を変更、又は廃止しようとするときは、世田谷区認証保育所一時預かり事業変更・廃止届（第2号様式）に必要な書類を添付して、事業を変更、又は廃止する30日前までに、提出させるものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 区長は、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）に対し、世

田谷区認証保育所一時預かり事業運営費補助金交付申請書（第3号様式。次条において「申請書」という。）に必要な書類を添付して、区長の定める期日までに提出させるものとする。

（交付の決定及び通知）

第9条 区長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに付けた条件を世田谷区認証保育所一時預かり事業運営費補助金交付決定通知書（第4号様式）により、補助金を交付しないことに決定したときは、その旨を世田谷区認証保育所一時預かり事業運営費補助金不交付決定通知書（第5号様式）により、速やかに申請者に通知しなければならない。

（補助金の交付請求）

第10条 区長は、前条の規定により補助金の交付の決定をしたときは、同条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に、世田谷区認証保育所一時預かり事業運営費補助金交付請求書（第6号様式。次項において「請求書」という。）を半期ごとに区長の定める期日までに提出させるものとする。

2 区長は、請求書の提出があったときは、速やかに当該請求書に係る補助金を支払うものとする。

（補助事業等の変更の承認）

第11条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ世田谷区認証保育所一時預かり事業運営費補助金補助事業変更・中止・廃止承認申請書（第7号様式）により承認を受けさせなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りではない。

補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

補助事業の内容を変更しようとするとき。

補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助事業の変更又は中止若しくは廃止を承認したときは、その旨を世田谷区認証保育所一時預かり事業運営費補助金補助事業変更・中止・廃止承認書（第8号様式）により、申請をした補助業者に通知するものとする。

（事故報告）

第12条 区長は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業者に対し世田谷区認証保育所一時預かり事業運営費補助

金補助事業事故報告書（第9号様式）により報告させなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかにその状況を調査し、適切な指示を書面によりしなければならない。

（状況報告）

第13条 区長は、必要があると認めるときは、補助事業者に、世田谷区認証保育所一時預かり事業運営費補助金補助事業実施状況報告書（第10号様式）により補助事業の遂行の状況等の報告を求めることができる。

（遂行命令）

第14条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査、補助事業者が提出する報告等により、当該補助事業者の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを世田谷一時預かり事業運営費補助金補助事業遂行命令通知書（第11号様式）により命ずるものとする。

- 2 区長は、補助事業者が前項の規定による命令に違反したときは、当該補助事業者に対して、世田谷区認証保育所一時預かり事業運営費補助金補助事業停止命令通知書（第12号様式）により当該補助事業の一時停止を命ずるものとする。

（実績報告）

第15条 区長は、補助事業が完了したとき（第11条第1項第3号の規定により廃止の承認をしたときを含む。）又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、当該完了の日又は当該会計年度終了の日から40日以内に、補助事業者に世田谷区認証保育所一時預かり事業運営費補助金実績報告書（第13号様式。以下「実績報告書」という。）を提出させなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による報告を受けたときは、実績報告書を審査し、必要があると認めるときは、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを調査しなければならない。

（是正のための措置）

第16条 区長は、前条第2項の規定による審査又は調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付けた条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための処置をとるべきことを、補助事業者に対して世田谷区認証保育所一時預かり事業運営費補助金補助事業是正命令通知書（第14号様式）により命ずるものとする。

2 区長は、前項の規定による命令により補助事業者が必要な処置をした場合は、当該補助事業者が必要な処置をした場合は、当該補助事業者はその結果を実績報告書により報告させなければならない。

(交付決定の取消し)

第 17 条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消すものとする。

偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。

第 15 条の実績報告による補助事業の成果又は補助事業の事業費の実績額が著しく第 5 条の交付申請の内容を下回るとき。

故意に実績報告書に虚偽の記載をし、又は記載すべき事項を記載しなかったとき。

前各号のほか、補助金の交付の決定の内容、若しくはこれに付けた条件、世田谷区補助金交付規則に基づく命令又は法令に違反したとき。

2 前項各号に掲げる場合のほか、区長は、補助金の交付が暴力団の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるときは、補助金の交付の決定の全部を取り消さなければならない。

3 区長は、前 2 項の規定により取消しをしたときは、速やかにその内容を、世田谷区認証保育所一時預かり事業運営費補助金交付決定取消通知書(第 15 号様式。以下「取消通知書」という。) により当該補助事業者に通知しなければならない。

(補助金の返還)

第 18 条 区長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、取消通知書により、期限を定めてその返還を補助事業者に命じなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第 19 条 区長は、前条の規定により補助金の返還を命じたとき(第 17 条第 1 項第 3 号の規定に該当し、補助金の返還を命じたときを除く。) は、補助事業者をしてその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額) につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金(100 円未満の場合を除く。) を納付させなければならない。

2 区長は、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付し

なかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第20条 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第21条 第20条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

（補助金の一時停止）

第22条 区長は、この要綱又はこの要綱以外の要綱に基づき交付されている補助金等の返還を命じられた補助事業者が、当該補助金等、違約加算金又は延滞金の一部又は全部を納付しない場合において、この要綱に基づき交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができる。

（消費税仕入れ額控除の報告）

第23条 区長は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第16号様式）により報告させなければならない。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下この号において「本部等」という。）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告させるものとする。

2 区長は、前項の報告があったときは、当該消費税額に相当する額の一部又は全部の納付

を求めることができるものとする。

(財産の処分の制限)

第24条 区長は、補助事業者が補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具の処分(補助金の交付の目的以外の用途に使用し、又は譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、若しくは廃棄することをいう。以下同じ。)をしようとするときは、当該補助事業者に世田谷区認証保育所一時預かり事業運営費補助金財産処分承認申請書(第17号様式)によりあらかじめその処分に係る承認の申請をさせなければならない。ただし、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件」(平成20年7月11日厚生労働省告示第384号)に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

2 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、財産の処分を承認するときは、その旨及び承認の条件を世田谷区認証保育所一時預かり事業運営費補助金財産処分承認書(第18号様式)により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

3 区長は、第1項に規定する機会及び器具の処分により収入があった場合において必要と認めるときは、補助事業者に、既に交付した補助金の一部又は全部を返還させるものとする。

(財産の管理)

第25条 区長は、補助事業者に、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らせなければならない。

(会計帳簿等)

第26条 区長は、補助事業者に、補助事業の収支の状況を会計帳簿によって明らかにさせておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存させなければならない。

(委任)

第27条 この要綱の施行について必要な事項は、保育部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日より施行する。

(社会福祉法人等を補助事業者とする場合の読替え)

2 社会福祉法人(社会福祉法人社会福祉協議会及び社会福祉法人世田谷区社会福祉事業

団を除く。)を交付決定事業者とする場合にあっては、次の表の左欄に掲げる規定のうち、同表中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第8条 第1項	世田谷区認証保育所一時預かり事業運営費補助金交付申請書(第3号様式)	補助金交付・貸付金貸付申請書(施行規則第1号様式)及び請求書
第9条 第1項	世田谷区認証保育所一時預かり事業運営費補助金交付決定通知書(第4号様式)	補助金交付・貸付金貸付可否決定通知書(施行規則第3号様式)
	世田谷区認証保育所一時預かり事業運営費補助金不交付決定通知書(第5号様式)	
第14条 第1項	世田谷区認証保育所一時預かり事業運営費補助金補助事業遂行命令通知書(第11号様式)	助成事業遂行命令通知書(施行規則第5号様式)
第14条 第2項	世田谷区認証保育所一時預かり事業運営費補助金補助事業停止命令通知書(第12号様式)	助成事業停止命令通知書(施行規則第6号様式)
第15条 第1項	世田谷区認証保育所一時預かり事業運営費補助金実績報告書(第13号様式)	補助事業実績報告書(施行規則第7号様式)
第17条 第3項	世田谷区認証保育所一時預かり事業運営費補助金交付決定取消通知書(第15号様式)	施行規則に規定する助成決定取消通知書(施行規則第8号様式)

附 則 (令和6年2月 日5世保認調第 号)

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

別表第1(第6条関係)一時預かり事業(余裕活用型)

項目	補助対象経費	補助金交付額
運営費	一時預かり事業の運営に要する経費	次に掲げる区分に応じ当該各号に定める単価に延べ利用児童数を乗じて得た額 1日の利用時間が4時間未満 日額3,860円 1日の利用時間が4時間以上 日額5,320円

利用者負担軽減	利用者負担軽減に要する経費	第4条第2項第10号の規定により利用者負担軽減に要した額と、3,000円に利用者負担軽減対象者の延べ利用日数を乗じて得た額を比較して、低い方の額
---------	---------------	--

別表第2（第6条関係）未就園児の定期的な預かり事業

項目	補助対象経費	補助金交付額
運営費	未就園児の定期的な預かり事業の運営に要する経費	月額664,000円に利用実績のある月の数を乗じて得た額
実績加算		次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 年間105日以上209日未満実施した場合実施した月数に369,000円を乗じて得た額 年間209日以上実施した場合実施した月数に552,000円を乗じて得た額
開設準備経費	未就園児の定期的な預かり事業の実施に必要な改修費、備品購入経費等	年額4,000,000円（新たに事業を開始する場合に限る。）
利用者負担軽減	利用者負担軽減に要する経費	第4条第3項第13号の規定により利用者負担軽減に要した額と、3,000円に利用者負担軽減対象者の延べ利用日数を乗じて得た額を比較して、低い方の額
第2子無償化	第2子以降の子の利用料の減免に要する経費	第2子以降の子の延べ利用日数に2,200円を乗じて得た額